

処 分 基 準

平成23年12月1日作成

法 令 等 名	道路交通法
根 拠 条 項	第75条の2第1項
処 分 の 概 要	自動車の使用制限命令
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	道路交通法施行令第26条の7(自動車の使用の制限の基準)
処 分 基 準	使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	交通部交通指導課処分審査係(電話06-6943-1234 内線724-566)
備 考	